

草加八潮消防組合情報公開条例施行規則

平成28年3月31日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加八潮消防組合情報公開条例(平成28年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例に規定する書面等の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する書面 公文書公開請求書(様式第1号)
- (2) 条例第11条第1項に規定する書面 公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (3) 条例第11条第2項に規定する書面 公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (4) 条例第11条第3項に規定する書面 公文書非公開決定通知書(様式第4号)
- (5) 条例第12条第2項に規定する書面 公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)
- (6) 条例第13条に規定する書面 公文書公開決定等期限特例適用通知書(様式第6号)
- (7) 条例第14条第1項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見照会書(様式第7号)
- (8) 条例第14条第2項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書(様式第8号)
- (9) 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書公開決定等に係る意見書(様式第9号)
- (10) 条例第14条第3項に規定する書面 公文書公開決定第三者宛て通知書(様式第10号)
- (11) 条例第18条の規定による通知 公文書公開審査諮問通知書(様式第11号)
- (12) 条例第19条において準用する条例第14条第3項に規定する書面 審査請求に対する決定第三者宛て通知書(様式第12号)

(遵守事項等)

第3条 条例第15条第1項の規定により公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第15条第1項の規定による写しの交付部数は、1部又は1巻とする。

(公文書の写しの作成等に要する費用)

第4条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成又は送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 郵便料金等の額

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、草加市情報公開条例施行規則(平成13年草加市規則第1号)(草加市消防本部に関する部分に限る。)又は八潮市情報公開条例施行規則(平成14年八潮市規則第3号)(八潮市消防本部に関する部分に限る。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

公文書の種類	金額	
1 文書、図面、フィルム及び電磁的記録(録音及び録画に係るものを除く。)	普通紙日本工業規格A4判以下	1面につき 白黒10円 カラー50円
	普通紙日本工業規格A3判	1面につき 白黒10円 カラー80円
	普通紙日本工業規格A2判	1面につき 白黒120円 カラー210円
	普通紙日本工業規格A1判	1面につき 白黒130円 カラー220円
	普通紙日本工業規格A0判	1面につき 白黒150円 カラー230円
2 写真	実費相当額	
3 録音及び録画に係る	録音テープ等を実施機関が購入	当該録音テープ等の実費相当

もの	した場合	額
	録音テープ等を公開請求者が持 参又は送付した場合	無料

備考

- 1 写真を乾式複写機で普通紙に複写したときは、第1号の区分の金額とする。
- 2 電磁的記録の出力に係るプログラム構築(修正を含む。)その他公文書の写しの作成に特別に費用を要するときは、実費相当額とする。

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

(実施機関名) 宛て

郵便番号	
住所 (所在地)	
氏名 (名称・代表者氏名)	
電話番号	

草加八潮消防組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求する 公文書の名称 又は内容	(請求する公文書が特定できるように具体的に記入してください。)		
	公開の方法 1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付(郵送等希望 有・無)		
備考		所管課 収受印	受付印
所管課	電話		

(注) 太線の枠内を記入し、「公開の方法」欄の該当する番号に○印を付けてください。

様式第2号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、草加八潮消防組合
情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定したので通知
します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
費用	
所管課	電話
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 上記の公開日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。

様式第3号(第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

公文書一部公開決定通知書

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、草加八潮消防組合
情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり一部を公開することを決定したの
で通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
費用	
公開しない部分及び理由	(公開しない部分) (理由)草加八潮消防組合情報公開条例第7条第 号に該当
所管課	電話
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 上記の公開日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。
3 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しをを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代表する者は[備考③]となります。)、提起することができます。

様式第3号備考

(注)第3項中〔備考①〕、〔備考②〕及び〔備考③〕には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	〔備考①〕	〔備考②〕	〔備考③〕
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第4号(第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

公文書非公開決定通知書

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、草加八潮消防組合
情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので通
知します。

公開請求に係 る公文書の名 称又は内容	
費 用	
公開しない理 由	1 非公開 2 存否不回答 3 不存在 4 その他
	草加八潮消防組合情報公開条例第 条第 号に該当
所 管 課	電話
備 考	

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て3月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の
翌日から起算して6月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代
表する者は[備考③]となります。)、提起することができます。

様式第4号備考

(注)中〔備考①〕、〔備考②〕及び〔備考③〕には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	〔備考①〕	〔備考②〕	〔備考③〕
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第5号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公文書公開決定等期間延長通知書

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、草加八潮消防組合
情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので
通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
条例第12条第1項の規定による期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
延長後の期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
延長の理由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第6号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公文書公開決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、草加八潮消防組合
情報公開条例第13条の規定により、公開決定等の期限を次のとおりとしたので通知しま
す。

公開請求に 係る公文書 の名称又は 内 容	
相当の部分に つき公開決定 等をする期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
残りの公文書 の公開決定等 の期限	年 月 日()まで
公開決定等の 期限延長の理 由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第7号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公文書公開決定等に係る意見照会書

あなたに関する情報が記録されている公文書について、草加八潮消防組合情報公開条例第6条第1項の規定により次のとおり公開請求がありました。

つきましては、当該公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第14条第1項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求に係る公文書の表示	
公文書に記録されているあなたの情報	
回 答 期 限	年 月 日()まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

(注) 公開することによるプライバシーの侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について、御回答ください。

様式第8号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書

あなたに関する情報が記録されている公文書について、草加八潮消防組合情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求があり、次のとおり当該公文書を公開する予定です。

つきましては、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第14条第2項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求に係る公文書の表示	
公文書に記録されているあなたの情報	
公開しようとする理由	
回 答 期 限	年 月 日()まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

(注) 公開することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について、御回答ください。

様式第9号(第2条関係)

公文書公開決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関名) 宛て

郵便番号	
住所 (所在地)	
氏名 (名称・代表者氏名)	
電話番号	

年 月 日付け 第 号で通知を受けた公文書の公開についての
意見は、次のとおりです。

公開請求に係る公文書の表示	
公文書に記録されている私の情報	
意見	1 公開してよい。 2 公開されると支障がある。 (支障がある理由)

- (注) 1 太線の枠内を記入してください。
2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 公開されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

様式第10号(第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公文書公開決定第三者宛て通知書

あなたに関する情報が記録されている公文書について、次のとおり決定したので、草加八潮消防組合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の表示	
公文書に記録されているあなたの情報	
決定の内容	1 全部公開 2 部分公開
決定の理由	
公開決定日	年 月 日()
公開実施日	年 月 日()
所 管 課	電話
備 考	

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の公開実施日までに審査請求がないときは、あなたの情報は、上記の日に公開となります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代表する者は[備考③]となります。)、提起することができます。

様式第10号備考

(注)中〔備考①〕、〔備考②〕及び〔備考③〕には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	〔備考①〕	〔備考②〕	〔備考③〕
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第11号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

公 文 書 公 開 審 査 諮 問 通 知 書

公文書の公開請求の決定に対する審査請求について、次のとおり草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、草加八潮消防組合情報公開条例第18条の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開請求に係る決定内容	
審査請求日	年 月 日()
諮問をした日	年 月 日()
所 管 課	電話
備 考	

様式第12号(第2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

(実 施 機 関 名) 印

審査請求に対する決定第三者宛て通知書

あなたに関する情報が記録されている公文書の公開決定等に係る審査請求について、次のとおり決定したので、草加八潮消防組合情報公開条例第19条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の表示	
公文書に記録されているあなたの情報	
決定の内容	1 却下 2 棄却 3 公開決定等を変更し、公文書を公開する。
決定の理由	
審査請求に対する決定をした日	年 月 日()
公開実施日	年 月 日()
所 管 課	電話
備 考	

